



新型コロナワクチン 乳幼児(生後6か月～4歳)の接種について

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎476-1111 (131・132)

生後6か月～4歳の方についても、新型コロナワクチンの接種を受けられるようになりました。

ワクチンを受ける際には、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について正しい知識を持っていただいた上で、保護者の方の意思に基づいて接種をご判断いただきますようお願いいたします。

乳幼児の接種についても、一定の有効性・安全性が確認されたことから、努力義務が適用されています。ただし、接種は強制ではなく、保護者の方の同意なく接種が行われることはありません。

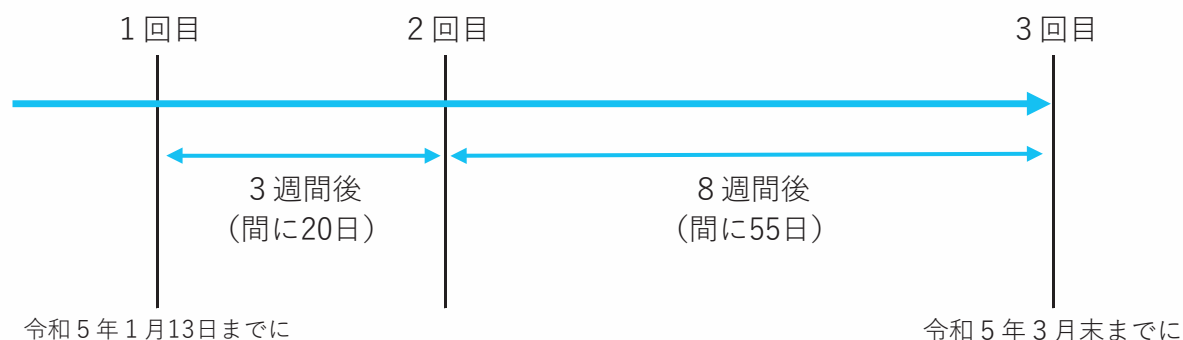
●使用ワクチンおよび接種間隔

ファイザー社の6か月～4歳用(乳幼児用)のワクチンを使用します。

乳幼児への新型コロナワクチンの接種は**3回の接種が必要**となっており、実施期間は、**令和5年3月31日まで**とされています。

3回の接種を令和5年3月31日までに完了するためには、原則として**令和5年1月13日までに1回目の接種を受ける必要**があります。

接種を希望される方は、かかりつけ医などよく相談の上、早めのご予約をお願いします。



【他のワクチンとの接種間隔】

- ・インフルエンザワクチンは、新型コロナワクチンと同時に受けることができます。
- ・インフルエンザワクチンを除き、**前後2週間は、原則として他のワクチンを受けることはできません。**

●年齢と接種するワクチンの考え方

新型コロナワクチンの初回接種では、1回目の接種時の年齢に基づいてワクチンの種類を選択します。1回目の接種時に4歳だったお子様が、2回目・3回目の接種時まで5歳の誕生日を迎えた場合は、2回目接種以降も1回目と同じ乳幼児(6か月～4歳)用ワクチンを使用します。

なお、1回目の接種時に5歳になるお子様は、小児(5歳～11歳)用ワクチンを使用しますので、ご注意ください。

予約など詳細につきましては、対象者にお送りするお知らせ文書をご確認ください。

※11月29日時点の情報であり、今後変更になる場合もあります